

令和3年3月1日

各位

千葉県県土整備部建設・不動産課

### 宅地建物取引業法に基づく申請等の手続きについて

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）により、宅地建物取引業法施行規則（以下、「規則」という。）の一部が改正されたことに伴う宅地建物取引業免許及び宅地建物取引士の手続きについてお知らせします。

#### 記

##### 1 押印について

規則に基づく全ての提出様式について押印は不要となります。

ただし、代理の方が手続きを行う場合は、**行政書士等であっても**、委任者の押印のある委任状が必要です。

なお、押印を省略できない書類等の例を別紙①に記載していますので、参考にしてください。

※ **行政書士の方が手続きを行う場合に、委任状の提出がなくても、申請者の押印及び行政書士（職印）の押印をもって認めています**が、従前より、申請者の押印がない場合には、委任状の提出を求めています。

今回、押印廃止となりましたが、この取り扱いに変更はないので、代理の方が手続きを行う場合、提出様式に申請者の押印がない場合には、代理権の確認のため、委任者の押印がある委任状が必要です。（3月31日追記）

##### 2 申請（届出）の取扱いについて

###### （1）提出する様式について

当面の間、「印」と記載のある様式でも提出は差し支えないものとします。

###### （2）印鑑証明書について

当面の間、免許申請時等の印鑑証明書の提出は必要です。

###### （3）実務経験の確認資料について

宅地建物取引士登録に係る実務経験証明書（様式第五号の二）について、代表者印の押印がない場合、従業者証明書の提示や従業者名簿の写し、年金加入記録等の確認書類の提出が必要となります。

##### 3 申請（届出）時の本人確認について

申請者の意思による提出であることを確認するため、受付の際には本人確認を行いますので、別紙②のとおり本人確認書類の提示をしてください。

●押印（実印）を省略できない書類等の例

（１）任意様式の書類等

ア 宅地建物取引業・宅地建物取引士共通

- ・委任状
- ・申立書

イ 宅地建物取引業関係

- ・転貸借承諾書
- ・非常勤証明書
- ・始末書
- ・理由書

ウ 宅地建物取引士関係

- ・退職証明書
- ・就労（在籍）証明書

など、様式が定められていないもの

（２）行政書士等の職印

行政書士法の規定により、行政書士が作成した書類に対して行う記名・押印に関しては引き続き必要となります。

## ●本人確認書類について

## ＜宅地建物取引業関係＞

提出者	確認書類
代表者 役員 従業者	<b>【新規申請の場合】</b> ・顔写真付き身分証（※1） <b>【更新申請その他】</b> ・従業者証明書（宅地建物取引業法第48条に規定されたもの（※2））
受任者	・顔写真付き身分証（※1）
委任された 行政書士	・行政書士証（顔写真付き）
行政書士の 補助者	・行政書士補助者証（顔写真付き） ・行政書士補助者証（顔写真無し）＋顔写真付き身分証（※1）

いずれか

## ＜宅地建物取引士関係＞

提出者	確認書類
本人 受任者	・顔写真付き身分証（※1）

## （※1）顔写真付き身分証

宅地建物取引士証、運転免許証、運転履歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、マイナンバーカード（個人番号をマスクングのこと）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、療育手帳等を指します。

## （※2）従業者証明書

宅地建物取引業法第48条の規定により、宅地建物取引業者は、従業者（代表者、非常勤役員等を含む。）に従業者証明書（様式第八号）を携帯させなければ、その者を宅地建物取引業者の業務に従事させてはならないとされています。

従業者証明書には、本人の顔写真の貼付が必要です。

## ＜参考条文＞

●宅地建物取引業法  
（証明書の携帯等）

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。